

国自安第 159 号の 2
国自旅第 573 号の 2
国自貨第 181 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局 安全政策課長
旅 客 課 長
貨 物 課 長
(公 印 省 略)

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、
自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただ
くとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。



別添

国自安第 159 号
国自旅第 573 号
国自貨第 181 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物課長
(公 印 省 略)

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

「遠隔点呼実施要領について（令和 3 年 12 月 27 日付 国自安第 137 号 国自安第 393 号 国自貨第 91 号）」は、令和 5 年 3 月 31 日付で公布された、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）にその趣旨が引き継がれることを踏まえ、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。